令和７年度　大町市公共施設予約システム構築業務

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和７年度大町市公共施設予約システム構築業務の受託事業者 （以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）方式により選定するにあたり、必要な事項を定めるものである。

１．業務の趣旨

本業務は、公共施設の利用状況の確認、予約、使用料等の支払い等施設を利用する際の手続きをウェブ上で行うASPまたはSaaS方式による公共施設予約システムを構築し、既存システムに代えて運用することで、公共施設利用者の利便性向上、施設管理職員（以下、「管理者」という。）の業務効率化、公共施設の利用促進を目指すものである。

２．業務概要

（１）業務名称

令和７年度　大町市公共施設予約システム構築業務（以下「本業務」という。）

（２）業務の内容

「大町市施設予約システム構築業務委託仕様書」に定めるとおりとする。

（３）履行期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

（４）運用開始日

　　　令和７年10月１日

※令和７年10月１日　管理者側機能の利用開始日（職員による操作開始日）

※令和７年12月１日　利用者側機能の利用開始日（利用者による操作開始日）

（５）提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額：3,400,000円（税込）

上記金額には、システムの導入構築及び令和７年10月１日から令和８年３月31日までのシステム利用（サーバー利用料、保守及びサポート含む）に必要なすべての経費を含むが、現行システムや既存システムからのデータ移行作業は含めないこととし、システム利用料の上限は月額140,000円（税込）とする。

また、導入構築期間は保守運用が発生しないものとし、上限を超えての提案は無効とする。

令和７年度分は新しい地方経済・絵生活環境創生交付金（デジタル実装型）を活用予定のため、交付対象に応じた内容で提案すること。

本業務により構築したシステムは、次年度以降においても運用を継続することを想定しているため、次年度以降５年間にわたり同条件で運用した場合の金額を見積書の参考欄に記載すること。

３．参加資格条件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、本業務の趣旨を理解し、参加申請書提出時点において、次の事項をすべて満たすものとする。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

② 国税及び地方税を滞納していないこと。

③ 法人格を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができ、　一連の業務を確実に遂行できること。

④ 自治体向け公共施設予約システムに精通し、過去５年以内に、地方公共団体において、本案件と同様または類似の自治体向け公共施設予約システムの構築及び運用の業務を元請けとして受託し、３件以上の契約を履行完了した実績があること。

⑤ 大町市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第２条（1）～（2）の規定に該当しないこと。

４．参加申込みの留意点

（１）プロポーザル要領等の承諾

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込書の提出をもって、本要領のほか本プロポーザルにかかる関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。

（２）プロポーザル参加費用の負担

本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者の負担とする。

（３）使用言語及び単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

（４）提出書類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、採用又は不採用に関わらず返却しない。また、本市は、提供された書類は取り扱いに注意するとともに、提出者に無断で本プロポーザルにかかる検討以外の目的で使用することはない。

（５）その他

本要領及び仕様書に定めるもののほか、仕様の変更があった場合には、参加希望者に通知する。

５．プロポーザル実施のスケジュール

公告から契約締結までの実施スケジュールを以下に示す。

・実施公告日：６月 ４日（水）

・質問書提出期限：６月11日（水）午後５時まで

・質問書回答期限：６月17日（火）

・一次審査書類提出期限：６月20日（金）午後５時まで

・一次審査（書類審査）：６月23日（月）

・一次審査結果通知日：６月24日（火）

・二次審査書類提出期限：７月４日（金）午後５時まで

・二次審査（プレゼンテーション）：７月15日（火）午後１時～４時

・最優秀提案者の決定：７月17日（木）

・業務委託契約締結：７月下旬

６．参加申請、提出書類等について

・本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の表に掲げる書類を別紙「提案企画書等作成要領」に基づき作成の上、各受付期間内にメールにより、データで大町市教育委員会スポーツ課スポーツ推進係まで提出すること。

※メールによる提出が難しい場合は提出書類のデータを保存した記録媒体を持参、郵送又は宅配便で提出すること。

【提出書類一覧】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | | 規格 | 制限ページ数 |
| 一次審査 | 参加申込書 | 様式第１号 | １ページ |
| 納税に関する証明書 | 任意 | 制限なし |
| 機能要件調査票 | 様式第２号 | 制限なし |
| 機能要件説明書 | Ａ４（任意） | 25ページ |
| 二次審査 | 企画提案届出書 | 様式第４号 | １ページ |
| 企画提案書 | Ａ４（任意） | 40ページ（鑑を除く） |
| 作業スケジュール案 | Ａ４またはＡ３（任意） | 制限なし |
| 提案見積書 | 様式第５号 | １ページ |
| 質問書 | | 様式第３号 | 制限なし |
| 辞退届 | | 様式第６号 | １ページ |

◆書類の提出先

大町市教育委員会スポーツ課スポーツ推進係

〒398-0004　長野県大町市常盤5638-44（大町市総合体育館）

TEL：0261-22-8855 FAX：0261-22-8108

Mail：sports@city.omachi.nagano.jp

７．質問等の受付について

（１）質問書（様式第３号）の提出

質問がある場合は、質問書提出期限までに指定の様式（様式第３号）を用いて電子メールにより大町市教育委員会スポーツ課スポーツ推進係まで提出すること。 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

回答は、質問書回答期限までにメールにて回答する。

質問内容によって公平性を保てないと本市が判断した場合は回答を行わないことがある。

８．受託者の選定について

（１）審査委員会の設置

受託者の選定のため、大町市公共施設予約システム構築業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

（２）審査方法

本プロポーザルは、以下の２種類の審査を実施する。

1. 一次審査（書類審査）

審査基準に基づき機能要件調査票等について審査して点数化し、合計得点の高いものから３者が二次審査に進めるものとする。なお、得点が並んだ場合は両者が進めるものとする。

市長は、上記により選定された提案書等の提出者に対して、選定された旨をメールで通知するとともに、選定されなかった者に対して、その理由を付して通知する。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

1. 二次審査（プレゼンテーション）

審査委員会が、プレゼンテーション及び質疑応答に対して「企画提案書等評価要領」に基づき評価を行い、１次審査と２次審査合計点数が最も高かった者を最優秀提案者とし、次に高かった者を次点者とする。

市長は、上記により提案者を選定した場合は、選定（決定）から７日以内に対象者にあててメールで通知するとともに、選定されなかった者に対しては、その理由を付して通知する。この場合において、選定結果に関する問合せ、異議申立ては一切受け付けないものとする。

実 施 日：令和７年７月15日（火）午後１時～４時

実施場所：大町市総合情報センター２階　テレビ会議室

説明人数：３人以内（プロジェクト責任者及び本業務の窓口となる営業担当者を含めること。）

時間配分：説明20分以内、質疑応答10分程度

※実施日時等の詳細は一次審査の結果とともに、別途通知する。

※プレゼンテーションは、提出された機能要件確認票及び企画提案書を用いることを基本とする。

※システムの機能説明においては、デモンストレーションを行うなど、視覚的に分かりやすくなるよう努めること。

※65インチのモニターを使用し、モニターへの接続はHDMIとする。モニターは本市で用意するが、パソコン等必要なものは企画提案者が用意すること。

※企画提案者の数によっては、日程及び時間配分を変更する場合がある。

※審査結果の通知を行うまで電話、メール等による問合せには応じない。

※２次審査の結果において、審査委員会の委員の合計評価点が２次審査の満点の６割に満たない場合は、最優秀提案者及び次点者に選定しない。

９．契約締結に向けての交渉

契約締結に向けて、最優秀提案者と仕様書等の詳細について協議し、協議が整った場合は受託候補者と決定する。協議の際、企画提案書に記載された事項並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容は、本市が提示する業務仕様書とともに、契約締結時の仕様書に含めるものとする。

なお、本業務の目的を達成するために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と優先交渉権者との協議により、項目の追加、変更又は削除、金額等の変更を行うことがある。また、協議が整わない場合は、総合点数の高い者から協議を行い、受託候補者を決定する。

受託候補者を決定した場合は、仕様に基づく見積書を徴した後、予算の範囲内で随意契約の方法により契約を締結し、受託者とする。

10．その他

1. 参加申請書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第６号）を使用し、企画提案書及び提案見積書等の提出期限（令和７年７月18日（金）午後５時必着）までに、大町市教育委員会スポーツ課スポーツ推進係へ提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。
2. 本市がやむを得ない理由があると判断した場合は、本プロポーザルを中止する場合がある。この場合において、参加等に係る経費は、参加者の負担とする。
3. 受託者は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容に基づき、本業務を履行しなければならない。
4. 受託者は、今後本市が発注するその他の業務について入札参加の制限を受けない。
5. 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。
6. 次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 契約締結の日までに参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類の提出期限に遅れた場合

エ 機能要件の内容を満たしていない場合

オ 見積書が提案上限額を越えている場合

カ 選定の公平性を害する行為があった場合

キ アからカまでに掲げるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合